

解散公告 (第二回)

当法人は、令和七年十一月十一日熊本地方裁判所八代支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

熊本県八代市本町四丁目二番三〇号

宗教法人實相院

清算人 弁護士 笠 賢太郎

連絡先 熊本県荒尾市本井手一五六二―四

宝正ビル三階

解散公告 (第三回)

当組合は、令和七年十二月二十日開催の総会の決議により、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

岩手県紫波郡紫波町西長岡字中ノ沢七一番地

農事組合法人長岡中央果樹生産組合

清算人 佐々木瑞行

解散公告 (第三回)

当土地改良区は、令和七年十二月十二日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

福岡県久留米市善導寺町飯田六二〇番地二

清算法人山本豊田土地改良区

清算人代表 手島富士雄

第 44 期 決 算 公 告

令和 8 年 1 月 26 日

千葉県市原市五井中央西二丁目24番地24

株式会社ホンダカーズ市原

代表取締役 市原 博美

貸借対照表の要旨 (令和 7 年 3 月 31 日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	222,751	流 動 負 債	237,707
固 定 資 産	551,226	賞 与 引 当 金	8,000
		固 定 負 債	155,348
		株 主 資 本	380,921
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	160,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	160,000
		利 益 剰 余 金	210,921
		利 益 準 備 金	150
		そ の 他 利 益 剰 余 金	210,771
		(うち当期純利益)	(26,553)
資 産 合 計	773,977	負 債 ・ 純 資 産 合 計	773,977